



秋田県公報

目次	ページ
----	-----

告示

生活保護法による介護機関の指定(五五五・福祉政策課).....	1
生活保護法による指定介護機関の変更(五五六・福祉政策課).....	2
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(五五七・横手保健所).....	2
結核予防法による医療機関の指定(五五八・横手保健所).....	2
漁業災害補償法の規定に基づく加入区及び漁業区分(五五九・水産漁港課).....	3
大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(五六〇・商工業振興課).....	13
都市計画の変更予定及び都市計画の縦覧(五六一、五六二・都市計画課).....	14
道路区域の変更(五六三〜五六五・道路環境課).....	15

告示

開発行為に関する工事の完了(五六六、五六七・北秋田地域振興局建設部).....	17
建築基準法による道路位置の指定(五六八・仙北地域振興局建設部).....	17
公告	
災害対策基本法による指定地方公共機関の指定(総合防災課).....	18
特定調達契約に係る一般競争入札の実施(科学技術課).....	18
重要国際埠頭施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定(港湾空港課).....	19
国際水域施設の保安の確保のために必要な制限区域の設定(港湾空港課).....	19
物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件.....	19
選挙管理委員会告示	
公職選挙執行規程の一部を改正する規程(八八).....	21

秋田県告示第五百五十五号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
 介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条
 の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十六年七月二日

秋田県知事職務代理人
 秋田県副知事 西村 哲 男

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
悠楽館指定通所介護事業所	鳥海町長	由利郡鳥海町上笹子字堺台百五番地	通所介護	平成十六年四月一日
介護相談たんぼプラザ	有限会社たんぼプラザ 取締役	由利郡岩城町滝俣字観音前百十三番地	居宅介護支援事業	平成十六年六月一日
訪問介護たんぼプラザ	有限会社たんぼプラザ 取締役	由利郡岩城町滝俣字観音前百十三番地	訪問介護	平成十六年六月一日
有限会社友楽館	有限会社友楽館 取締役	大曲市福住町五番十五号	訪問介護	平成十六年六月一日

アイリスケアセンター大曲	株式会社ニチイ学館 代表取締役	南秋田郡天王町天王字上江川四十七番地百三十	通所介護	平成十六年六月十五日
アイリスケアセンター大曲	株式会社ニチイ学館 代表取締役	大曲市四ツ屋字下古道五十五番地一	福祉用具貸与	平成十六年四月十五日

秋田県告示第五百五十六号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成十六年七月二日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲 男

名 称	開設者氏名又は名称		所 在 地	変 更 事 項（名称・所在地）	サービスの種類	変 更 年 月 日	
	変更前	変更後					
名 称	鳥海町指定通所介護事業所	鳥海町長	由利郡鳥海町伏見字久保七十七番地	鳥海町指定通所介護事業所	鳥寿苑指定通所介護事業所	通所介護	平成十六年四月一日

秋田県告示第五百五十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があつたので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十六年七月二日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲 男

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
つばと薬局横手		

店 横手市横手町二ノ口七十七 一 平成十六年五月三十一日

秋田県告示第五百五十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項に基づき、告示する。

平成十六年七月二日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲 男

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

つばさ薬局横手店	横手市横手町二ノ口七十七	一	平成十六年六月一日
----------	--------------	---	-----------

秋田県告示第五百五十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百五条第一項第一号口及び第二号口の規定により、法第百四条第一号及び第二号に掲げる漁業に係る水域、区域及び区分を次のとおり定めたので、漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第百九十三号）第七條第三項並びに第八條第三項及び第九條第七項において準用する同令第七條第三項の規定に基づき、公示する。

漁業災害補償法の規定に基づき加入区及び漁業区分（昭和四十九年秋田県告示第六百号）は、廃止する。

平成十六年七月二日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 法第百四条第一号に掲げる漁業に係る水域、区域及び漁獲共済の対象とする漁業

八森加入区	(水域) 共第一号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち八森町字茶の沢、字滝ノ間、字家の向、字横間台、字横間、字山内台、字山内、字立石、字五輪台下段、字五輪台上段、字家の後、字茂浦、字下嘉治助台、字中浜、字家の上、字椿、字椿台、字塚の台、字本館、字浜田、字泊台、字古	加入区の水域及び区域	あわびをとる漁業 とす漁業
岩館加入区	(水域) 共第一号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち八森町字物見、字和田表、字岩館塚の台、字釜の上、字林の沢、字岩館向台、字門の沢、字岩館、字ノケソリ、字小入川家の上及び字伊勢鉢台の区域	加入区の水域及び区域	あわびをとる漁業 とす漁業

屋敷、字八森、字中家後、字上家後及び字磯村の区域

北浦加入区	(水域) 共第四号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市男鹿中浜間口、北浦相川、北浦北浦、北浦野村及び北浦湯本の区域	北浦加入区	屋敷、字八森、字中家後、字上家後及び字磯村の区域
富加入区	(水域) 共第四号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市北浦西黒沢及び北浦入道崎の区域	富加入区	
戸賀加入区	(水域) 共第四号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市戸賀の区域	戸賀加入区	
船川南磯上加入区	(水域) 共第五号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市船川港女川、船川港増川及び船川港南平沢の区域	船川南磯上加入区	
船川南磯下加入区	(水域) 共第五号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市船川港本山門前、船川港小浜、船川港双六、船川港椿及び船川港台島の区域	船川南磯下加入区	
船川湾内加入区	(水域) 共第五号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市船川港船川字芦沢、字化世沢、字外ケ沢、字船川及び字泉台、船川港金川字金川及び字金川台並びに船川港比詰字羽立の区域	船川湾内加入区	
脇本加入区	(水域) 共第五号漁業権の漁場の区域	脇本加入区	

二 法第百四条第一号に掲げる漁業に係る区域及び区分

仁賀保加入区	(区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市協本の区域 (水域) 共第七号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち仁賀保町の区域	
金浦加入区	(水域) 共第七号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち金浦町の区域	
象潟加入区	(水域) 共第七号漁業権の漁場の区域 (区域) 秋田県漁業協同組合の地区のうち象潟町の区域	
岩館加入区	秋田県漁業協同組合の地区のうち八森町字物見、字和田表、字岩館塚の台、字釜の上、字林の沢、字岩館向台、字門の沢、字岩館、字ノケソリ、字小入川家の上及び字伊勢鉢台の区域	漁業の区分 1 小型底びき網漁業 2 はたはた小型定置漁業 3 雑魚小型定置漁業 4 総トン数十トン未満の漁船によりさし網若しくははえ縄を使用し又は釣りによって営む漁業を主とする漁業

八森加入区	秋田県漁業協同組合の地区のうち八森町字茶の沢、字滝ノ間、字家の向、字横間台、字横間、字山内台、字山内、字立石、字五輪台下段、字五輪台上段、字家の後、字茂浦、字下嘉治助台、字中浜、字家の上、字椿、字椿台、字塚の台、字本館、字浜田、字泊台、字古屋敷、字八森、字中家後、字上家後及び字磯村の区域	1 沖合底びき網漁業 2 小型底びき網漁業 3 はたはた小型定置漁業 4 雑魚小型定置漁業 5 総トン数十トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業 6 総トン数十トン未満の漁船によりさし網若しくははえ縄を使用し又は釣りによって営む漁業を主とする漁業
能代加入区	能代市の区域	1 はたはた小型定置漁業であつて秋田県漁業協同組合の組合員が営むもの 2 雑魚小型定置漁業であつて秋田県漁業協同組合の組合員が営むもの

3 総トン数十
 トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業であつて秋田県漁業協同組合の組合員が営むもの

4 総トン数十
 トン未満の漁船によりはえ縄を使用して又は釣りによつて営む漁業を主とする漁業であつて秋田県漁業協同組合の組合員が営むもの

5 はたはた小型定置漁業であつて能代市浅内漁業協同組合の組合員が営むもの

6 雑魚小型定置漁業であつて能代市浅内漁業協同組合の組合員が営むもの

7 総トン数十

<p>沢目加入区</p>	<p>峰浜村漁業協同組合の地区</p>
<p>1 はたはた小型定置漁業</p> <p>2 さけ小型定置漁業</p> <p>3 雑魚小型定置漁業</p> <p>4 総トン数十 トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業</p> <p>5 総トン数十</p>	<p>8 総トン数十 トン未満の漁船によりはえ縄を使用して又は釣りによつて営む漁業を主とする漁業であつて能代市浅内漁業協同組合の組合員が営むもの</p> <p>の</p>

野石加入区	秋田県漁業協同組合の地区のうち若美町の区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 はたはた小型置漁業 2 さけ小型定置漁業 3 雑魚小型定置漁業 4 総トン数十トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業
五里合加入区	秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市五里合の区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 はたはた小型置漁業 2 さけ小型定置漁業 3 雑魚小型定置漁業 4 一般大型定置漁業 5 総トン数十トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業

北浦加入区	秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市男鹿中浜間口並びに北浦相川、北浦北浦、北浦野村及び北浦湯本の区域	<ol style="list-style-type: none"> 6 総トン数十トン未満の漁船によりはえ縄を使用して又は釣りによって営む漁業を主とする漁業
		<ol style="list-style-type: none"> 1 はたはた小型置漁業 2 さけ小型定置漁業 3 雑魚小型定置漁業 4 一般大型定置漁業 5 総トン数十トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業 6 総トン数十トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業 7 総トン数十トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業 8 総トン数十

戸賀加入区		畠加入区
区域 秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市戸賀の		秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市北浦西黒沢及び北浦入道崎の区域
1 はたはた小型定置漁業	<p>7 総トン数十トン未満の漁船によりはえ縄を使用して又は釣りによって営む漁業を主とする漁業</p> <p>6 総トン数十トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業</p> <p>5 一般大型定置漁業</p> <p>4 雑魚小型定置漁業</p> <p>3 さげ大型定置漁業</p> <p>2 さげ小型定置漁業</p> <p>1 はたはた小型定置漁業</p>	<p>トン未満の漁船によりはえ縄を使用して又は釣りによって営む漁業を主とする漁業</p> <p>1 はたはた小型定置漁業</p> <p>2 さげ小型定置漁業</p> <p>3 さげ大型定置漁業</p> <p>4 雑魚小型定置漁業</p> <p>5 一般大型定置漁業</p> <p>6 総トン数十トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業</p> <p>7 総トン数十トン未満の漁船によりはえ縄を使用して又は釣りによって営む漁業を主とする漁業</p>

天王加入区	船川・脇本・船越・天王加入区
	秋田県漁業協同組合の地区のうち男鹿市船川港、脇本及び船越並びに天王町の区域
<p>3 べにすわいかご漁業</p> <p>2 ずわいがに</p>	<p>1 沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業、小型底びき網漁業、小型底びき網漁業とえび・つぶかご漁業を併せ営む漁業又は小型底びき網漁業とごち網を使用して営む漁業を併せ営む漁業</p> <p>2 雑魚小型定置漁業</p> <p>3 一般大型定置漁業</p> <p>4 総トン数十トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業</p> <p>5 総トン数十トン未満の漁船によりさし網若しくははえ縄を使用して又は釣りによって営む漁業を主とする漁業</p>

4 がにかご漁業
 型定置漁業で
 あつて男鹿市
 船川港船川、
 船川港金川及
 び船川港比詰
 の区域内に住
 所を有する組
 合員が営むも
 の

5 はたはた小
 型定置漁業で
 あつて男鹿市
 船川港女川、
 船川港増川及
 び船川港南平
 沢の区域内に
 住所を有する
 組合員が営む
 もの

6 はたはた小
 型定置漁業で
 あつて男鹿市
 船川港本山門
 前、船川港小
 浜、船川港双
 六、船川港椿
 及び船川港台
 島の区域内に
 住所を有する
 組合員が営む
 もの

7 はたはた小
 型定置漁業で

8 はたはた小
 型定置漁業で
 あつて男鹿市
 船越の区域内
 に住所を有す
 る組合員が営
 むもの

9 はたはた小
 型定置漁業で
 あつて天王町
 の区域内に住
 所を有する組
 合員が営むも
 の

10 雑魚小型定
 置漁業であつ
 て男鹿市船川
 港女川、船川
 港増川及び船
 川港南平沢の
 区域内に住所
 を有する組合
 員が営むもの

11 雑魚小型定
 置漁業であつ
 て天王町の区
 域内に住所を
 有する組合員
 が営むもの

12 一般大型定

13 置漁業
総トン数十

トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業であつて男鹿市、船川港船川、船川港金川及び船川港比詰の区域内に住所を有する組合員が営むもの

14 総トン数十

トン未満の漁船によりいか釣り漁業又はごち網、さし網若しくははえ縄を使用し、若しくは釣りによつて営む漁業を主とする漁業であつて男鹿市船川港女川、船川港増川及び船川港南平沢の区域内に住所を有する組合員が営むもの

15 総トン数十

トン未満の漁

16 船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業であつて男鹿市、船川港船川、船川港金川及び船川港比詰の区域内に住所を有する組合員が営むもの

16 総トン数十

17 船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業であつて男鹿市脇本の区域内に住所を有する組合員が営むもの

17 総トン数十

18 船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業であつて男鹿市船越の区域内に住所を有する組合員が営むもの

18 総トン数十

¹⁹ 総トン数十
 トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業であつて天王町の区域内に住所を有する組合員が営むもの
²⁰ 総トン数十
 トン未満の漁船によりはえ縄を使用して又は釣りによつて営む漁業を主とする漁

秋田加入区	
秋田県漁業協同組合の地区のうち秋田市の区域	
1 はたはた小型定置漁業	²¹ 総トン数十 トン未満の漁船によりはえ縄を使用して又は釣りによつて営む漁業を主とする漁業であつて男鹿市脇本の区域内に住所を有する組合員が営むもの ²² 総トン数十 トン未満の漁船によりはえ縄を使用して又は釣りによつて営む漁業を主とする漁業であつて天王町の区域内に住所を有する組合員が営むもの

	<p>岩城加入区</p>	
	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち岩城町の区域</p>	<p>1 総トン数十 トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業</p> <p>2 総トン数十 トン未満の漁船によりはえ縄を使用して又は釣りによって営む漁業を主とする漁業</p> <p>3 総トン数十 トン未満の漁船によりごち網を使用して営む漁業を主とする漁業</p> <p>4 総トン数十 トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業</p> <p>5 総トン数十 トン未満の漁船によりはえ縄を使用して又は釣りによって営む漁業を主とする漁業</p>

	<p>本荘加入区</p>	<p>を主とする漁業</p>
<p>西目加入区</p>	<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち西目町の区域</p>	<p>1 さけ小型定置漁業</p> <p>2 総トン数十 トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業</p> <p>3 総トン数十 トン未満の漁船によりごち網を使用して営む漁業を主とする漁業</p> <p>4 総トン数十 トン未満の漁船によりはえ縄を使用して又は釣りによって営む漁業を主とする漁業</p> <p>5 総トン数十 トン未満の漁船によりさし網を使用して営む漁業を主とする漁業</p>

<p>金浦加入区</p>	<p>区 仁賀保加入</p>
<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち金浦町の区域</p>	<p>域 秋田県漁業協同組合の地区のうち仁賀保町の区</p>
<p>2 1 小型底びき 沖合底びき 網漁業</p>	<p>1 網、さし網若 しくははえ縄 を使用して又 は釣りによつ て営む漁業を 主とする漁業</p> <p>1 小型底びき 網漁業 2 えび・つぶ かご漁業 3 はたはた小 型定置漁業 4 さけ小型定 置漁業 5 雑魚小型定 置漁業 6 総トン数十 トン未満の漁 船によりいか 釣り漁業を主 とする漁業 7 総トン数十 トン未満の漁 船によりこち 網、さし網若 しくははえ縄 を使用して又 は釣りによつ て営む漁業を 主とする漁業</p>

<p>象潟加入区</p>	
<p>秋田県漁業協同組合の地区のうち象潟町の区域</p>	
<p>3 2 1 はたはた小 えび・つぶ 小型底びき かご漁業 網漁業</p>	<p>網漁業 3 えび・つぶ かご漁業 4 はたはた小 型定置漁業 5 さけ小型定 置漁業 6 雑魚小型定 置漁業 7 総トン数十 トン未満の漁 船によりこち 網を使用して 営む漁業を主 とする漁業 8 総トン数十 トン未満の漁 船によりさし 網を使用して 営む漁業を主 とする漁業 9 総トン数十 トン未満の漁 船によりはえ 縄を使用して 又は釣りによ つて営む漁業 を主とする漁 業</p>

(二) 廃棄物について

事業所において生じる廃棄物については、発生を抑制し、発生した廃棄物についても分別の徹底を図る等再利用を促進し、廃棄物の減量化に努めること。排出する廃棄物については、一般廃棄物と産業廃棄物に区分し、処理を委託するときは、それぞれ一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を有する業者へ委託し、適正に処理すること。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要

意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十六年七月二日から同年八月二日まで

秋田県告示第五百六十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年七月二日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 都市計画の書類

公園

二 都市計画の案の名称

横手都市計画公園の変更(五・六・一号横手公園)

三 都市計画を変更する土地の区域

削除する部分 横手市睦成字大谷地

四 都市計画の案の縦覧場所

(一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

(二) 横手市旭川一丁目三番四十一号 平鹿地域振興局建設部用地課

(三) 横手市中央町八番二号 横手市建設部都市整備課

五 都市計画の案の縦覧期間 平成十六年七月二日(金)から同月十六日(金)まで

秋田県告示第五百六十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十六年七月二日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 都市計画の書類

道路

二 都市計画の案の名称

大曲都市計画道路の変更(一・三・一号内小友和合線他)

三 都市計画を変更する土地の区域

(一) 一・三・一号内小友和合線

変更する部分 大曲市内小友字中伊岡、字下伊岡、字浅川、字北太田、字明通、字山根、字中沢、字中尻引及び字館前、大曲西根字南野、字上嶋、字中嶋及び字川原崎、小貫高畑字向大嶋甲、川目字西野、字草紙川、字町北及び字下野、飯田字家の前及び字続橋通、大曲字扇田、字柳田、字西田、字古四王際及び字高畑谷地、和合字田中

(二) 三・三・二号北通線

変更する部分 大曲市佐野町、富士見町、花館字佐渡及び字葛野

(三) 三・三・三号駅前通線

変更する部分 大曲市通町及び福住町

(四) 三・三・十四号六郷大曲神岡線

変更する部分 大曲市下深井字新百年、字百年及び字鱈沼、大曲字於蔵谷地、字開谷地及び字奈加谷地、和合字坪立、字田中及び字宝門清水、東川字東田、字堤下及び字屋敷後、戸蒔字谷地添、字錨、字福田及び字東、戸巻町、丸子町、福田町、花館字西石田、字安本、字田の尻、字上殿屋敷及び字下殿屋敷、富士見町、花館字葛野及び字東裏地、花館中町、花館柳町、花館字中野下川原、字柳原、字間倉崎、字間倉及び字豊後野、六郷町六郷字島田及び字谷地中、神岡町神宮寺字蒲古川端、字向古川端、字豊後野下段、字福島家下、字大巻、字館越中島、字薬師、字長面、字切欠、字西田、字竹原、字海老坪、字大浦、字荒屋、字大浦前、字内大坪、字大坪、字外大坪、字道目木、字宇留井谷地東及び字宇留井谷地東入、北樽岡字下新屋、字布田谷地、字金助谷地、字沖田、字方尺坊、字嶋谷地、字嶋

一 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一般国道	旧	百八号	B	A	八・〇〇～一八・〇〇	〇・一六〇
					由利郡烏海町小川字上根子九四番四地先から七六番四地先まで	
					由利郡烏海町小川字上根子九四番四地先から七六番四地先まで	

- (五) 字高花、字新山、字中野、字下中野、字道目木、字長丁場、字船戸、字下舟戸、字中嶋及び字野際、仙北町高梨字沼田及び戸地谷字沼田
三・四・一号昭和通線
変更する部分 大曲市花館柳町、花館字土川原、花館中町、泉町、花館上町、美原町、若竹町、佐野町、白金町、福住町、丸の内町、浜町、花園町及び金谷町
削除する部分 大曲市金谷町、日の出町一丁目及び飯田町
三・四・四号中通線
- (六) 変更する部分 大曲市白金町、丸の内町、中通町、黒瀬町、大花町及び福田町
三・四・五号飯田線
- (七) 変更する部分 大曲市通町、黒瀬町、大町、上大町、栄町、須和町一丁目、田町、上栄町、日の出町二丁目、飯田町、飯田字屋敷通及び字家ノ前、川目字大道端、川目字月山
三・四・六号寺町線
- (八) 変更する部分 大曲市浜町、大町、上大町、須和町一丁目、須和町二丁目、田町及び住吉町
削除する部分 大曲市大曲西根字西道地野、字中道地野、字青野及び字東道地野、船場町一丁目、緑町、川原町、浜町
三・四・七号上栄線
- (九) 変更する部分 大曲市大曲西根字本田、字中西根、字下太夫塚及び字元木、小貫高畑字向七ツ小屋乙、字七ツ小屋下段乙及び字七ツ小屋、大曲字蓮沼下段、金谷町、上栄町、日の出町一丁目、日の出町二丁目、田町、若葉町、住吉町、戸蔭字大槻及び字鑑、東川字西大槻及び字佐戸、戸蔭字谷地添
三・四・十号丸子線
- (十) 変更する部分 大曲市大花町、丸子町、福見町、戸巻町、戸蔭字松ノ木、字大槻及び字鑑、東川字佐戸
三・四・十一号花園線

- 変更する部分 大曲市福田町、幸町、富士見町、朝日町、若竹町、白金町、緑町、船場町一丁目、あけぼの町、花園町及び金谷町
三・四・十二号福見町線
 - (三) 変更する部分 大曲市須和町二丁目、福見町及び丸子町
三・四・八十一号花館北榎岡線
 - (四) 変更する部分 大曲市花館字間倉州崎、神岡町神宮寺字本郷野及び北榎岡字嶋
三・四・八十二号宮田家後線
 - (五) 変更する部分 神岡町神宮寺字切欠及び字家後
三・四・八十三号沼尻北榎岡線
 - (六) 変更する部分 神岡町北榎岡字布田谷地及び字北榎岡
三・四・八十四号大坪線
 - 四 都市計画の縦覧場所
神岡町神宮寺字大坪
 - (一) 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課
 - (二) 大曲市上栄町十三番六十二号 平鹿地域振興局建設部用地課
 - (三) 大曲市花園町一番一号 大曲市建設交通部都市計画課
 - (四) 仙北郡六郷町字上町二十一番地 六郷町建設課
 - (五) 仙北郡神岡町神宮寺字蓮沼十六番地三 神岡町企画振興課
 - 五 都市計画の縦覧期間 平成十六年七月二日(金)から同月十六日(金)まで
- 秋田県告示第五百六十三号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
平成十六年七月二日
- 秋田県知事職務代理人
秋田県副知事 西村 哲 男

新	百八号	由利郡鳥海町小川字上根子九四番四地先から七六番四地先まで	七・〇〇〇～七・五〇〇	〇・一〇〇
---	-----	------------------------------	-------------	-------

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年七月二日から同月十五日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年七月二日

秋田県告示第五百六十四号

秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲男

道路の種類		旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
一般国道	新	百八号	由利郡鳥海町小川字上根子五五番二地先から四七番一地先まで	B	由利郡鳥海町小川字上根子五五番二から四七番一まで	八・八〇〇～一五・八〇〇	〇・四六〇
				A	由利郡鳥海町小川字上根子五五番二地先から四七番一地先まで	八・八〇〇～二二・〇〇〇	〇・七〇〇
					由利郡鳥海町小川字上根子五五番二地先から四七番一地先まで	八・八〇〇～二二・〇〇〇	〇・七〇〇

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路環境課
 期間 平成十六年七月二日から同月十五日まで

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十六年七月二日

秋田県告示第五百六十五号

秋田県知事職務代理者
 秋田県副知事 西村 哲男

道路の種類		旧新別	路線名	区 間		敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
旧	鷹巣川井堂川線	A	北秋田郡鷹巣町脇神字川戸沼内悪戸一七七番地先から字葉岱一 一番一地先まで			五・二〇〇～四〇・〇〇〇	一・七二八

一 道路の区域

この表において、「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

県道	新		旧		
	新	旧	B	A	B
鷹巣川井堂川線	鷹巣川井堂川線	鷹巣川井堂川線	北秋田郡鷹巣町脇神字川戸沼内悪戸一七七番地先から字奥小ヶ田六七番七まで	北秋田郡鷹巣町脇神字川戸沼内悪戸一八〇番地先から字葉岱二番一地先まで	北秋田郡鷹巣町脇神字川戸沼内悪戸一七七番地先から字奥小ヶ田六七番七まで
			北秋田郡鷹巣町脇神字川戸沼内悪戸一七七番地先から字奥小ヶ田六	北秋田郡鷹巣町脇神字川戸沼内悪戸一七七番地先から字奥小ヶ田六七番七まで	北秋田郡鷹巣町脇神字川戸沼内悪戸一八〇番地先から字葉岱二番一地先まで
			一七・〇〇〇〇〇〇	五・二〇〇〇〇〇	一七・〇〇〇〇〇〇
			二五・二一・〇〇	四〇・〇〇	二五・二一・〇〇
			二・二五九	一・六九九	二・二五九

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十六年七月二日から同月十五日まで

秋田県告示第五百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年三月三十一日付け指令北建 三千五百二十六で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年七月二日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大館市片山町三丁目一番四十七
有限会社大都 代表取締役 都 岩 男

二 開発区域に含まれる地域の名称

大館市鉤釣字前田二百八十七番一、二百八十八番一、二百八十九番一、二百九十番一、二百九十一番一、二百九十二番一、二百九十三番一、三百四十七番、三百四十八番、三百四十九番、三百五十番、三百五十一番、三百五十二番、三百五十三番、三百五十四番、五百二十四番、五百四十六番、五百四十七番、大館市鉤釣字屋敷十五番、十六番、十七番、十八番、十九番、二十番及び二十八番四

秋田県告示第五百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十六年三月二十五日付け指令北建 三千四百四十八で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十六年七月二日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北秋田郡森吉町米内沢字倉の沢出口五番一
秋田土建株式会社 代表取締役 北林 一成

二 開発区域に含まれる地域の名称

北秋田郡鷹巣町綴字字田中大道下百七十六番一

秋田県告示第五百六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十六年七月二日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

公 告

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第一条第六号の規定により、次のとおり指定地方公共機関を指定したので、公告する。
平成十六年七月二日

秋田県知事職務代理者
秋田県副知事 西村 哲男

名 称	事務所 の 所在地	指 定 年 月 日
社団法人秋田県工 ルピーガス協会	秋田市山王三丁目一番七号	平成十六年六月二十四日

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
平成十六年七月二日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 入札に付する事項

- (一) 借入物品名及び数量
パーソナルコンピュータ 二百七十二台
- (二) 借入物品の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 借入期間
平成十六年十月一日から平成二十年九月三十日まで
- (四) 借入物品の設置場所
秋田県立大学秋田キャンパス及び秋田県立大学本荘キャンパス

申請者の住所及び氏名 仙北郡田沢湖町生保内字野中九十四番 柴田 清史	道路の位置の指定箇所 仙北郡田沢湖町生保内字野中九十四番	道路の延長 二十九メートル	道路の幅員 四メートル	指定年月日 平成十六年六月二十三日
--	---------------------------------	------------------	----------------	----------------------

二 入札に参加する者に必要な資格等

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号〇一〇 〇一九五 秋田市下新城中野字街道端西二百四十一番地七
秋田県立大学事務局図書・情報センター室(電話〇一八 八七二 一五六一)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
秋田県の休日を除き、平成十六年七月二日(金)から同年八月五日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

- 平成十六年八月十二日(木)午後二時
秋田県立大学秋田キャンパス 共通施設棟二階 大会議室

五 入札保証金

- 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (三) 入札の無効
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要
(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書による。

五 概要

Summary

- 1 Nature and quantity of items to be rented : 272 Personal Computers
- 2 Time-limit of tender : 2:00 P.M. 12 August, 2004
- 3 Contact point for the notice : The Center for Library & Information, Akita Prefectural University, 241-7 Kaidobatanishi, Shinoshinjonakano, Akita City, Akita prefecture 010-0195, Japan TEL 018-872-1561

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第二十九条第一項の規定により次のとおり重要国際埠頭施設の保安の確保のために必要な制限区域を設定したので、公告する。

平成十六年七月二日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

一 制限区域を設定した港湾の名称

秋田港、船川港及び能代港

二 制限区域に含まれる土地の区域

次の図のとおり。

三 制限区域を設定した年月日

平成十六年七月一日

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部港湾空港課、秋田港湾事務所、船川港湾事務所及び能代港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。）

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第三十七条の規定により次のとおり国際水域施設の保安の確保のために必要

な制限区域を設定したので、公告する。

平成十六年七月二日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

一 制限区域を設定した港湾の名称

秋田港、船川港及び能代港

二 制限区域に含まれる水域

次の図のとおり。

三 制限区域を設定した年月日

平成十六年七月一日

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を建設交通部港湾空港課、秋田港湾事務所、船川港湾事務所及び能代港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。）

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年七月二日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

作業服（夏用）五百九十八着

購入物品の仕様等

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年八月十三日（金）

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

三 契約条項を示す場所等

（一） 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年七月二日(金)から同月十二日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年七月十六日(金)午前十時

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号、以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十六年七月二日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量
芝刈り機 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十六年八月二十日(金)

(四) 納入場所

秋田県立新屋運動広場

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十六年七月二日(金)から同月十二日(月)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十六年七月十六日(金)午前十時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号、以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

- (三) 落札者の決定方法
 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
 する。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじ
 により決定する。
- (四) 提出書類等
 入札に参加する者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載さ
 れた必要書類等を提出すること。
- (五) その他
 詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第八十八号

公職選挙執行規程の一部を改正する規定をここに公布する。

平成十六年七月二日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、次のように改正す
る。

別表第一中

社会福祉法人横手久寿
会老人保健施設りんご
の里福寿園

平鹿郡増田町吉野字梨木塚百番地一

を

に改める。

社会福祉法人横手久寿 会老人保健施設りんご の里福寿園	平鹿郡増田町吉野字梨木塚百番地一
介護老人保健施設西風 苑	平鹿郡平鹿町浅舞字新堀九十一番地

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄